

## 市民農園を利用する際の注意点

1. 使用する区画は契約時に指定する区域内とし、栽培できる作物は原則として、「野菜」及び「草花」に限ります。（「果樹」や「竹木」は栽培できません。）
2. 使用する区画・隣接する通路・畦畔等の手入れをお願いします。
3. 農薬事故を防ぐため、通路や共用部分を含めて除草剤は使用しないでください。そのほか、他の入園者や付近の住民に迷惑がかからないよう、ご配慮ください。
4. 農具等を使用する際、周辺の安全確認を行い、ケガをしないよう気を付けてください。
5. ビニール袋や支柱等、農園内で出たゴミは、自宅に持ち帰って、「燃やすごみ」や「燃やさないごみ」として出してください。（区画内で野菜残さや草などを堆肥化することは支障ありません。）
6. 病害虫が発生した場合、降雨などで周囲に広がる可能性がありますので、早めに防除してください。
7. 農園に隣接する田んぼでは、米を栽培する時期に農薬が散布されますので、ご注意ください。
8. 市民農園で栽培する野菜は、自身やご家族で食べるためのものになります。（安全性等の関係により、販売することはできません。）
9. 構造物の設置は、撤去が難しい場合が予想されますので、ご遠慮ください。
10. 契約面積には、通路・畦畔・ポンプ施設といった部分の面積が含まれており、実際に耕作できる面積ではありませんので、ご了承ください。
11. 天災、盗難、事故、入園者とのトラブル、病害虫、田んぼからの水の流入による農作物の損害等についての保証はしません。
12. 農園の利用をやめる際は、区画内の片付け（草刈り、資材の撤去）を行い、次の方が利用しやすい状態にしてから、解約の手続きをしてください。

（連絡先） 延岡市農業畜産課 農産物振興係（市役所 3 階）  
電話番号 0982-22-7018